<u>'</u>			!	1_1	票	
[略]	設備規則第 49 条の7の4に規 定する陸上移動局の無線設備	設備規則第 49 条の7の3に規 定する陸上移動局の無線設備	[略]	項目		改 正
[格]	LTEMCA	DMCA2	[略]	コード	<u>र</u>	後
·.			_1		易	
[同左]	設備規則第 49 条の7の3に規 定する陸上移動局の無線設備	設備規則第 49 条の7に規定す る陸上移動局の無線設備	[同左]	項目		改正
[同左]	DMCA2	MCA	[同左]	11 ブ	77,	前
	[略] [同左] [規 LTEMCA 設備規則第 49 条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備 [略] [同左]	DMCA 2 設備規則第 49 条の7に規定する陸上移動局の無線設備 LTEMCA 設備規則第 49 条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備 [略] [同左]	[略][同左]DMCA 2設備規則第 49 条の7に規定する陸上移動局の無線設備LTEMCA設備規則第 49 条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備[略][同左]	「略] [同左] DMCA2 設備規則第 49 条の7に規定する陸上移動局の無線設備 LTEMCA 設備規則第 49 条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備 [略] [同左]	二十三号 無線設備の規格コード 別表第二十三号 無線設備の規格コード 1 コード [略] 1 規則第 49 条の7の3に規 3 陸上移動局の無線設備 DMCA 2 2 機則第 49 条の7の4に規定する陸上移動局の無線設備 3 陸上移動局の無線設備 上TEMCA 2 陸上移動局の無線設備 5 陸上移動局の無線設備 上TEMCA 1 正可名陸上移動局の無線設備 定する陸上移動局の無線設備 [時]

この告示は、公布の日から施行する。附 則